令和８年（フ）第４５４号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目67番地５　ライオンズ首里石嶺408
債務者　金城　大耀
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３２４号
沖縄県うるま市みどり町三丁目６番15号　ビラパインビュー308
債務者　田原　愛美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第９９６号
千葉市緑区古市場町474番地195　古市場団地４棟305号
債務者　市川　明子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４４３号
千葉市稲毛区長沼町74番地８　ＬｉｂＬｉｆｅ長沼
債務者　江野澤一美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４６８号
千葉市稲毛区小深町123番地９　グループホームｔｅｔｏｔｅ小深町、旧住所千葉市稲毛区宮野木町1755番地70　スカイパレス宮野木101号
債務者　大橋　　晃
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４９９号
千葉県市原市玉前1314番地１　市営出津住宅２棟204号
債務者　長谷川寛美
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５０１号
千葉県市原市ちはら台西５丁目５番地４　サンセール陽光・市原Ｂ―202
債務者　淺妻　菜美
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７１０号
千葉県市川市新田２丁目21番５―303号　（ＳＫビル・Ｉ）
債務者　花澤　有紀
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７３９号
千葉県市原市五井2223番地１　アゾラーレ五井205
債務者　畠山　明奈（旧姓金子）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７７６号
千葉県船橋市二宮１丁目19番15号　ペイトンプレイスＡ棟201号
債務者　太田　良平
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７８０号
千葉市若葉区千城台南３丁目２番７棟104号
債務者　尾本　政子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８１１号
千葉市緑区おゆみ野南５丁目24番地２　おゆみ野パークハウス３番館107号
債務者　東條　　昇
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３１０号
千葉県佐倉市大佐倉300番地３、前住所千葉県佐倉市大蛇町723―３カシータサクラ203号室、前々住所千葉県市原市五井西１丁目３番地２
債務者　市川　　勉
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１６２号
富山県高岡市京町14番23―101号　フレグランス芳仙、前住所富山県高岡市野村923番地４サンビューハイム野村105号
債務者　藤澤　千恵美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第２９７号
金沢市入江１丁目225番地　セジュールヴィルＡ101号
債務者　梅﨑　朝香
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１０号
金沢市米泉町９丁目49番地４　プランドールＧ・Ｖ号、従前の住所神奈川県厚木市下荻野121番地１　ＤＵＰＬＥＸ　ＢＬＯＯＭ　Ｂ―103
債務者　船木　静穂
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
金沢地方裁判所民事部